

日バス協業第7号
平成29年1月13日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 梶原 景博

貸切バスによる旅行の安全確保の徹底について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

軽井沢スキーバス事故から1年が経過することもあり、二度とあのような悲惨な事故を起こさないよう、日本旅行業協会と全国旅行業協会、日本バス協会合同で、「貸切バスによる旅行の安全確保の徹底について」会員向けの文書を作成しました。つきましては、各業界団体において傘下会員事業者に対しこの部文書を発出し、貸切バスによる旅行の安全確保の徹底をお願いすることになりました。

その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会

平成29年1月13日

会員各位

公益社団法人日本バス協会
一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会

貸切バスによる旅行の安全確保の徹底について

昨年1月15日の軽井沢で多数の大学生が犠牲になり、また重軽傷を負うという痛ましいスキーバス事故が発生しました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された皆様方の一日も早いご回復をお祈りいたします。

貸切バス及び旅行業の両業界にとって「安全安心」は旅の基本です。事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」は、昨年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を策定しました。

公益社団法人日本バス協会、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会は貸切バス事業者と旅行業者が連携して安全確保に取り組む趣旨の「安全運行パートナーシップ宣言」を発出するとともに「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の設置等の安全対策の取組みを行って参りました。

軽井沢スキーツアーバス事故の発生から1年を迎えるに当たり、二度とこのような悲惨な事故が起きないように、貸切バス業界と旅行業界は、改めて相互連携を強化し事故防止対策を強化していく必要があります。

昨年、国土交通省による告示改正及び観光庁による通達が発出され、運送引受書の記載事項の変更等通達に基づき対応すること、さらに、企画旅行に関する広告の表示基準の一部改正と「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」の改訂が行われ、各協会から会員に対してこれらの改正を遵守し、実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化に努めていくよう周知を行ったところであります。

会員各位におかれましては、今回の事故を踏まえた告示改正の内容、通達の内容及び安全運行パートナーシップ宣言の内容を確認し、社内に周知徹底して貸切バス運行の安全確保を図り、旅行者の皆様からの信頼の確保を図るための取組みの強化に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

(参考資料)

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

<http://www.mlit.go.jp/common/001133823.pdf>

貸切バスの安全運行パートナーシップ宣言

<https://www.jata-net.or.jp/membership/safety/>

貸切バスツアー適正取引推進委員会の設置について

https://www.jata-net.or.jp/membership/guide/riskmng/pdf/201608_kskrbsnzniinki.pdf

この件に関する問合せ

公益社団法人日本バス協会 03-3216-4011

一般社団法人日本旅行業協会 国内・訪日旅行推進部 03-3592-1276

一般社団法人全国旅行業協会 03-5401-3600